

第 6 章

東広島市の文化財の保存・活用の 推進体制

第6章 東広島市の文化財の保存・活用の推進体制

1. 文化財の保存・活用を推進する体制の整備方針

本節では、地域総がかりで文化財の保存と活用に取り組むため、前章を踏まえた保存・活用を推進する体制の整備方針についてまとめます。

(1) 調査・研究に関する体制の整備方針

地域の文化財は、その所在を確認し、地域全体、ひいては我が国の歴史・文化の中でどのように位置付けられるのか、そしてそこにはどのような価値があるのか、学術的・専門的に明らかにし、正しく評価する必要があります。そのことによって初めて文化財の適正な保存と活用が可能になります。そのためには、本市の文化財を調査・研究する能力のある専門性を持った人材を適切に配置する必要があります。

本市では、従来開発に伴う埋蔵文化財の発掘調査に対応するため、考古学を専門とする職員を多く配置してきました。しかし、多様な文化財の調査・研究を適切に行うためには、歴史・民俗・建築・美術・動植物・地質などに関する専門知識も必要です。そのため、現在の職員に対しては研修等を通じて研鑽^{けんさん}を進めるとともに、公益財団法人東広島市教育文化振興事業団においては、専門性の高い学術専門職員の確保を図り、当該事業団を中心に調査・研究体制の確立をしていくこととします。

(2) 保存に関する体制の整備方針

文化財の保存は、法令に規定された文化財とそれ以外の文化財との2つのあり方に分けられます。まず、法令に規定された文化財については、それぞれ適用される法令によって規定された保護の制度に従って、国・県・市及び所有者・管理者が保存に当たることが定められています。

一方、その他の文化財については、その保存が法令で規定されていないことから、体制の整備が急がれます。

文化財の類型・種類等により、保存の環境・方法等が異なるため、それぞれに適した体制を整える必要があります。例えば、伝統芸能・祭礼・行事などを保存するためには、継承の主体となる団体や実施する地域の活性化、後継者の育成、道具・衣装の更新が必要です。

個人や民間が所有する文化財のうち、有形文化財については所有者・管理者との連携を進めます。このうち建造物は規模も大きく、生活様式の変化によって利用形態が大きく変わり、所有者・管理団体等への負担が増加しています。

こうした状況を踏まえ、地域の文化財の保護・普及に取り組む団体や専門機関と連携した指導・助言、民間企業による支援制度の活用等により、有形・無形文化財の保存を推進することとしま

す。また、必要に応じて東広島市文化財保護審議会に意見を諮りながら、文化財登録原簿への提案を行います。

埋蔵文化財については、開発に当たっての調査・保護に加え、記録保存以外の遺跡の保存についても取り組む必要があるとともに、発掘調査によって出土した遺物は年々増加しつつあり、その保存施設の整備が求められます。そのため、今後、(仮称)新文化財センターにおける埋蔵文化財に係る収蔵機能の充実を図り、保存体制の整備を図ります。

(3) 活用に関する体制の整備方針

文化財の活用には様々な手段がありますが、その存在をより多くの人々に知ってもらうことが、第一歩になります。そのため、多様なチャンネルでの発信に取り組む必要があり、民間・所有者・観光団体・教育機関・専門機関・行政による連携を図ります。

また、可能な範囲での公開や活用を図りながら市内外の人々が文化財に触れ、親しむ機会を創出することで、文化財保護の担い手の裾野を広げることも必要なため、こうした所有者・地域による取組みを支援・推進する、多様な主体の連携を進めます。

2. 文化財の保存・活用の推進体制と計画の進行管理

(1) 文化財の保存・活用の推進体制

文化財の保存・活用を推進していくにあたっては、庁内外の関係部局、関係機関・団体、関係者との意識と情報の共有が不可欠であり、様々な分野の施策を連携して実施する必要があります。そのため、庁内の連携を図るとともに、庁外では地域で文化財の保存・活用・普及に取り組む民間団体を指定する文化財保存活用支援団体制度の活用により、文化財の保存・活用の機運の向上と、それら機関・団体との連携を図ります。

災害発生時には、東広島市（文化課）が窓口となり、広島県への状況報告を行いながら被災した文化財に関する対応を行います。また、状況に応じて県や文化庁、他自治体、研究機関、ヘリテージマネージャー等と連携して対応するとともに、県を通じて文化財防災センターに要請を行います。

そのほか、全国史跡整備市町村協議会や広島県歴史民俗資料館等連絡協議会、広島県市町公文書等保存活用連絡協議会等の職員相互の交流の機会を活用し、定期的な他自治体との意見交換や連携の可能性を探ります。

この推進体制を表6-1と図6-1のとおり整理します。

■表 6-1 東広島市の文化財の保存・活用に関する推進体制

行政
【所管課】
東広島市教育委員会生涯学習部文化課 ・文化財の保存・活用に関すること ・東広島市文化財保存活用地域計画に関すること ・埋蔵文化財（遺跡）の保護、分布・試掘調査、発掘調査に関すること ・出土文化財（遺物）の公開活用に関すること ・東広島市史の編さんに関すること ・文化芸術の振興に関すること ・職員 24 人 うち文化財担当職員 5 人 - 埋蔵文化財担当職員 8 人 - 市史編さん担当職員 6 人
【庁内関係課】 ※業務は文化財に関するものを抜粋
総務部総務課 ・行政文書の保存、管理に関すること
産業部ブランド推進課 ・観光振興に関すること ・東広島市観光総合戦略に関すること
都市部都市計画課 ・景観に関すること ・都市計画マスタープラン、緑の基本計画に関すること
消防局消防総務課、予防課、東広島消防署・各分署 ・消火活動、火災予防、防火指導に関すること ・消防団の訓練及び防災活動に関すること
教育委員会学校教育部指導課 ・学校教育の指導に関すること ・副読本に関すること
教育委員会生涯学習部生涯学習課 ・生涯学習、出前講座、ボランティアに関すること ・図書館に関すること ・生涯学習センター及び地域センター等の主催講座に関すること ・生涯学習推進計画、学びのキャンパス推進事業における行動計画に関すること
【附属機関等】
東広島市文化財保護審議会 ・教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存・活用に関する重要事項について調査・審議を行う。
東広島市伝統的建造物群保存地区保存審議会 ・市長及び教育委員会の諮問に応じ、保存地区の保存等に関する重要事項について調査・審議し、及びこれらの事項について市長及び教育委員会に建議する。
東広島市史編さん委員会 ・東広島市史の編さんに係る基本計画及び実施計画の策定並びに東広島市史の編さんに関する重要な事項の審議を行う。

【庁外関係機関等】

文化庁	広島県教育委員会文化財課	
広島県立埋蔵文化財センター	県内各関係市町の文化財担当部局	広島県立文書館
広島県立歴史博物館	広島県立歴史民俗資料館	広島市安佐動物公園
全国遺跡環境整備会議	全国公立埋蔵文化財センター連絡協議会	
全国史跡整備市町村協議会	広島県市町公文書等保存活用連絡協議会	
広島県歴史民俗資料館等連絡協議会		

市民・地域

市民 児童・生徒 各住民自治協議会 各自治会

文化財の所有者

文化財を所有する個人 神社 寺院 保存会・自治会等の団体

団体（歴史文化に関する自主的な取組みを行う団体）

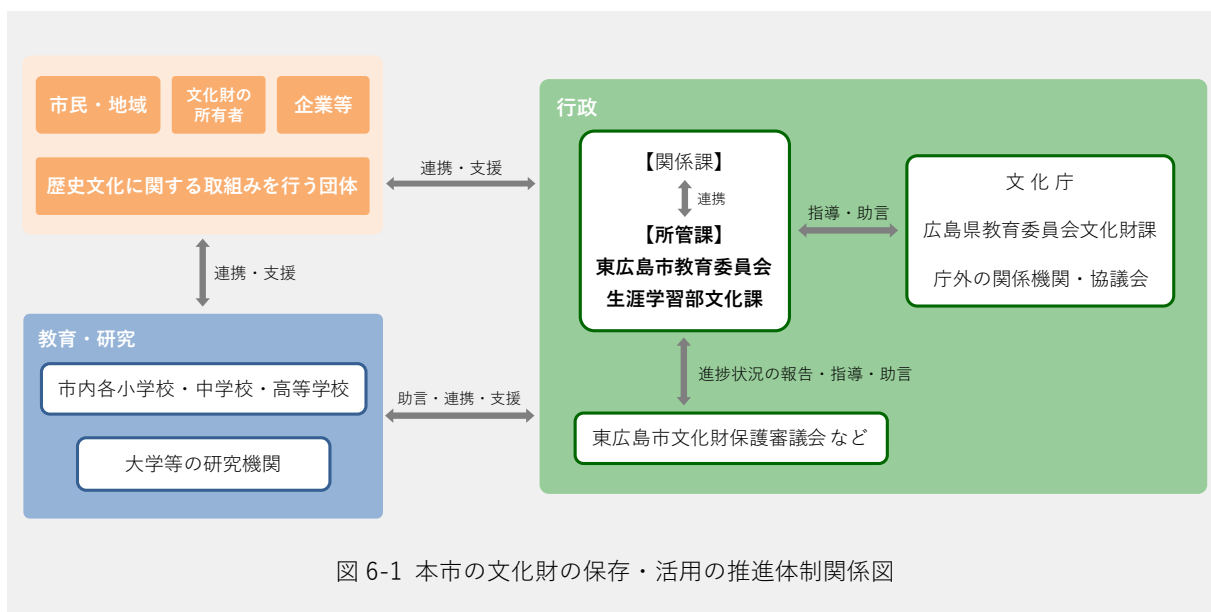
安芸津町郷土史研究会 安芸津町ボランティアガイドの会 黒瀬郷土史研究会
河内町郷土史研究会 豊栄町郷土史研究会 東広島オオサンショウウオの会
東広島郷土史研究会 東広島市自然研究会 東広島市文化連盟
東広島ボランティアガイドの会 東広島歴史楽会 福富町郷土史研究会
その他歴史文化に関する市民の自主的な団体

企業等

安芸津町観光協会 安芸津町商工会 （一社）ディスカバー東広島
NPO 法人オオサンショウウオと暮らすまちづくり会 NPO 法人白市町家保存会 黒瀬商工会
（公財）東広島市教育文化振興事業団 （公財）広島県教育事業団事務局埋蔵文化財調査室
（公財）広島県建築士会東広島支部 （公財）広島市みどり生きものの協会
（公社）東広島市観光協会 東広島商工会議所 広島県央商工会 福富町観光協会
その他各民間企業・NPO 団体

教育・研究

市内各小学校・中学校・高等学校 エリザベト音楽大学 近畿大学 広島国際大学 広島大学
広島大学オオサンショウウオ保全対策プロジェクト研究センター 広島大学総合博物館
県立広島大学 広島市立大学 仙石庭園銘石ミュージアム 文化財防災センター
その他関係教育・研究機関



(2) 計画の進行管理

第5章で設定した取組みの実施計画・実施状況は東広島市文化財保護審議会に報告し、PDCAサイクルによる進行管理を行うとともに、今後更なる進行管理の体制の整備を図ります。

また、計画期間を令和7（2025）年度から令和9（2027）年度、令和10（2028）年度から令和12（2030）年度、令和13（2031）年度から令和16（2034）年度の3つの期間に分け、各期間で必要に応じて計画内容の見直しを行います。以下の基準に該当する変更は、文化庁長官へ変更認定の手続きを行います。

- ・ 計画期間の変更
- ・ 市町村の区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更
- ・ 地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更

上記以外の軽微な変更を行った場合は、文化庁と広島県に情報提供を行います。

計画期間終了前の令和16年度には、これらの評価を基礎資料として計画期間全体の評価を行い、その結果を次期計画へ反映させます。

